

査読論文

1920年代における植民地台湾の政治運動の再考 —明治維新解釈の視点から—

楊素霞*

要旨

明治維新は変革を示唆する歴史的出来事である。1920年代、植民地台湾の平和的な政治運動の推進者たちに支えられた宣伝工具としての『台湾青年』、『台湾』、『台湾民報』などの紙誌上では、「維新」という表現が多く見られた。本稿では、これらの出版物の分析を通して、彼らが政治運動の中で「維新」をどのように解釈して自分たちの主張を語ろうとしたのかを明らかにする。

政治運動の推進者たちは、台湾文化の向上や、台湾人の政治的権利を求めるために台湾文化協会の結成や、台湾議会設置請願運動などを行う際に、明治維新の史実に、台湾の当時の状況や運動の目標を投影しようとした。前述の三種の出版物に紹介された明治維新における事例は、文化啓蒙と言論・出版・集会の自由という二つの側面に集中する形で、例証として頻繁に挙げられていた。しかし、大政奉還や王政復古などの国家体制の変更に関わる事例や、戊辰戦争や西南戦争といった武力での抵抗を含む事例は取り上げられなかった。つまり、上記の政治運動は植民地統治体制の存在を前提とした上で、明治憲法で定められた言論・出版・集会と請願の権利をもとに実施された体制内運動であったと言える。

キーワード

明治維新、植民地台湾、『台湾青年』、『台湾』、『台湾民報』、台湾文化協会、台湾議会設置請願運動

はじめに**

明治維新は、「幕藩制国家から近代天皇制国家へ転換した変革」と定義付けられている¹⁾。変革の意味が込められる「明治維新」という言葉は、それ以降の政治的な局面に用いられることがあった。昭和初期の、軍部革新派や革新右翼などが国家改造運動を行う際に使用したスローガンである「昭和維新」は、その顕著な一例である。また、日本の韓国併合を粉飾比喻する詭弁のようではあるが、日本の総合雑誌『太陽』の論者は、韓国変革の情熱を「維新」として韓国併合に投影しようとした²⁾。こうした「明治維新」の使い方は、日本内地にとどまらず、

* 執筆者：楊素霞

所属機関：台湾南台科技大学応用日本語学科副教授

連絡先：台湾台南市永康区南台街1号

E-mail：daleyang@mail.stust.edu.tw

1920年代の植民地台湾の非武装的な政治運動にも多用された。

植民地台湾では、1919年に武官総督による特別統治主義に代わって、文官総督による内地延長主義が行われるようになった。この際に、日本内地の大正デモクラシー、中国の五四運動、植民地朝鮮の三・一独立運動や、世界の民族自決という時代潮流に影響されて、台湾人³⁾留学生は1920年1月に東京で新民会を結成した。それを皮切りに、台湾における有志紳士と協力して台湾文化協会(1921-1930。以下、文協と略称)の成立や台湾議会設置請願運動(1921-1934。以下、請願運動と略称)などの政治運動が次々と進められた。

同時に、新民会は1920年7月に月刊雑誌『台湾青年』(1920.7-1922.2)を創刊し、1922年4月にその誌名を『台湾』(1922.4-1924.5)に改めた。その後『台湾』は1924年6月、同会の設立した台湾雑誌株式会社が前年の1923年4月に創刊した半月刊新聞『台湾民報』(1923.4-1930.3)に合併された。それ以来、『台湾民報』は1930年に台湾新民報社によって合併されるまで続いた⁴⁾。表1のように、『台湾青年』・『台湾』・『台湾民報』(以下、三紙誌と略称)の主な台湾人関係者は、諸運動の推進を背後で支えるところが大きかった。実際に三紙誌には諸運動の動きや理念に関する記載が極めて詳細であった⁵⁾。したがって、この時期の台湾の政治運動は変革の意味合いを抱えていたことから、三紙誌には明治維新の解説もよく見られた。

こうした台湾の政治運動の推進者は、明治維新の事象をどのように取捨選択して語ったのか。さらに、これらの政治運動と連動した明治維新の解釈は、運動推進者、或いは台湾人の要請をどのように反映したのか。上記の課題を三紙誌を通して検討し、それにより1920年代の台湾の政治運動を問い直すことは、少なからず有意義なものだと言えるだろう。

1920年代の台湾の政治運動、及びその運動と三紙誌に関する先行研究は、豊富な蓄積を有している⁶⁾。しかし、その中で、明治維新の解釈という視点から、その時期の政治運動を考察するものは、呉佩珍氏しかない。また呉氏は、運動推進者の一人である蔣渭水に限定して、彼の「入獄日記」で言及した『西郷南洲伝』という著書を通して、自由民権運動と請願運動の関連を分析しており、極めて示唆的である。

また、運動推進者の多くが、世代と共通した生育歴を持っていたことも無視できないだろう。彼らの中には、表1に見られるように、「乙未戦後新世代」と呼ばれる、1895年4月に下関条約により日本への台湾割譲が決まってから同年11月までにかけて清朝の残兵や台湾住民が日本軍に抵抗した戦闘(「乙未戦争」)の前後に生まれた者が、少なからずいた。この世代は日本統治初期の武力鎮圧の凄まじさを見聞する一方、科挙を中心とした旧式の書房教育に代わる公学校教育を受け、さらに台湾総督府国語学校・医学校や日本内地の高等教育機関に進学する者も多かった⁷⁾。漢文教育しか受けなかった者でさえ、例えば、(表1)台中霧峰の著名な土着地主資産家・林猷堂や、中国で事業を進めている蔡恵如は、新民会などの台湾人留学生などを通して日本事情やその状況をある程度知るようになっていた。

さらに、日本帝国主義下の台湾人は、近代化を希求しようとするに際して、日本や日本語を

通して日本の近代化についての知識・情報を吸収したことが少なくなかった⁸⁾。まして青少年の時から日本植民地統治により大きな影響を受けた、1920年代の台湾政治運動推進者の新世代である。彼らは政治運動を進める際に、明治維新という日本の一大近代化改革に自らの理念を投影したと思われる。彼らがどのように明治維新を解釈し、自らの要求を語ろうとしたのか、さらにそれらの解釈そのものが如何なる意味を持っていたのかを分析することにより、1920年代における植民地台湾の政治運動を再考することが、本論の目的である。

一、「明治維新」という含意

明治維新と一言で言ってもその範囲は多岐にわたるが、ここでは、上記の三紙誌から、明治維新をキーワードにしてそれに関連する評論を抽出して表2にまとめた。その上で表2の「内容」について次の五種類に分けることにした。

一つ目は文化啓蒙についてである。詳しく言うと、幕末の黒船来航に象徴される欧米列強の経済的・軍事的進出からの衝撃(表2-12, 14, 25, 26, 33)を始めとして、欧米文明の吸収を中心とした文明開化(表2-1, 2, 18, 20, 26, 38)、及び伊藤博文・大久保利通・西郷隆盛や新島襄といった指導者の公共心(表2-3, 21)にも触れる。

二つ目は言論・出版・集会の自由についてである。その内訳は、まず「万機公論ニ決スヘシ」を主とした五箇条の御誓文の精神(表2-13, 37)に始まり、吉田松陰といった尊王論者(表2-6)、自由民権運動を行った板垣退助(表2-4, 5, 16)、自由民権運動における人物以外の史実(表2-24, 27, 29)、及びそれに関連する新聞紙条例や保安条例などの禁令(表2-30, 34)を経て、最後に議会開設や明治憲法の制定を明治維新の成果だと評価したことである(表2-10, 28, 31)。

三つ目は政治的な特権の廃止などの現象についてである(表2-9, 11, 28)。

四つ目は治安警察法違反事件(以下、治警事件に略称)と台湾「維新」に関するものである(表2-7, 9, 14, 15, 17, 19, 22, 23)。

五つ目は明治維新の社会経済的な現象や問題についてである(表2-32, 35, 36)。

まず、これらの評論が三紙誌において、どのような重要性を持つのか、言い換えればすべての評論の中での位置づけについて分析しなくてはならない。

三紙誌は雑誌と新聞という性質の違いによりそれぞれ評論数が異なり、『台湾民報』は、1927年8月より東京から台湾への刊行地移転に伴い、紙面改定がなされた。このため、前述の評論数の比重、三紙誌の評論に占める割合を明らかにする作業は、到底困難である。しかし、三紙誌のすべての論説の議題は、1. 言論・出版の自由の要求、2. 社会現状の改善、3. 文化啓蒙、4. 台湾総督府の施政への批判、5. 議会設置を含む地方自治の実施の要求、6. 中国の現状の紹介、という六項目に大きく分けられる⁹⁾。前述の諸評論の中で、直接に明治維新

をタイトルとして記したものは表2-13しかなかった。その評論は5の項目に属すが、作者である黄呈聡は明治維新そのものを論じたのではなく、台湾青年に台湾人としての権利を求める自覚を呼びかける際に維新を引き合いにしたにすぎない。他方、内容から見れば、前述の分類の一つ目、二つ目、五つ目は、それぞれ3、1と5、2に属す。後述するがその三つ目は4と5、四つ目は1、3-5と関わる。なお、6と関連するものは表2-25と2-38がある。要するに、それらの評論数が全体に占める比率より、むしろ紙上に出てきた「維新」は、1から6までの議題で必要な時に用いられていたことに注目すべきであろう。

次に、上記の評論の全体的傾向を明らかにするために、当該紙誌で扱う明治維新の開始と終了時期を考察する必要があると思われる。

明治維新の開始と終了の時期については、学界に諸説がある。開始時期については、明治維新を天保期に遡るとする内因説と、黒船来航による開国といった国際的契機を重視するという外因説がある¹⁰⁾。一方、紙誌上においては、吉田松陰などの尊王論提唱(表2-6)、及び黒船来航(表2-12)の二説がある。中でも、前述のように、黒船来航に関連する評論数は5篇に上ることから、明治維新の開始時期において黒船来航の影響を見逃すわけにはいかず、どちらかという外因説に近いと考えられる。

終了時期については、1871年の廃藩置県の断行、1877年の西南戦争の終結、1885年の内閣制度の発足と、1889年の立憲体制の確立という現在の諸説に対して、紙上では議会開設(表2-10)、日清・日露戦争(表2-14)、明治憲法の制定(表2-28、31)という三説がある。ただし、議会開設や明治憲法制定はいずれも立憲体制の成立に関わるため、紙誌上では明治維新の終了時期を1889年の立憲体制の確立と考えていたと言える。

つまり、台湾政治運動推進者にとって、明治維新とは、黒船来航で開国し、文明開化や自由民権運動といった一連の出来事を引き起こし、立憲体制の確立で終焉を迎えたという「事件」であった。

最後に、『台湾青年』創刊の1920年から『台湾民報』が合併される前年の1929年までにおける年代別の評論数を見てみると、1920年は3篇、1921年は3篇、1922年は1篇、1923年は5篇、1924年は6篇、1925年は8篇、1926年は7篇、1927と28年は2篇、1929年は1篇、合計38篇があった。その中で、5篇を超えたのは1923年から1926年までであり、しかもその四年間の数(26篇)は全体の半数を大きく上回った。一方、1927年以降は評論数は激減した。そこで、1923年から1926年に至る四年間に政治運動で、如何なる変容が推進者の明治維新を語る意欲を惹起し、また1927年以降は運動推進者が明治維新への関心を失いつつあったのはなぜなのか。これらについては、第三章と第四章で検証したい。

二、「大正維新」の運動

三紙誌において明治維新に関する諸評論が大量に現れたのは、運動推進者が一定の程度で維新について知識を持ったことを意味する。こうした知識がどこから得られたのか、そのルートはいろいろあったと思われるが、検討は不可能に近い。ただし、先行研究で述べられているように、蔣渭水が獄中で『西郷南洲伝』を読んでいることから、運動推進者は、共通して同時代の「大正維新」の運動という時代潮流に巻き込まれざるを得なかったと考えられる。

1920年代において日本内地では、明治維新を手本にして社会を変革しようとする、「大正維新」の運動が起こっていた。「大正維新」の運動は、大逆事件(1910)に始まり、辛亥革命(1911-1912)や第一次護憲運動(1912-1913)などによって刺激されて1920年代に入ってピークに達した。その運動は大正デモクラシーに当たるもので、その変革の理念も、大正デモクラシーとはほぼ同じく、国家の経営大権を藩閥と官僚の手から政党の手に移すというものであった。しかし両者の間に異なったのは、その運動は少壮政治家や知識人などを中心に、政治的または思想的なグループ・組織を基盤にしながら、社会の変革を行う際に特に幕末維新の出来事や人物を取り上げて仮託したことである。それによって、幕末維新の史実が改めて想起されることとなったのである¹¹⁾。

東京在住の台湾人留学生はもちろん、日本内地に滞在しなかった者でさえも、留学生の図書を持込などで、「大正維新」の運動に接していた。これは日本内地への留学経験を持たない蔣渭水(表1)の例からも、一端が伺える。

蔣渭水は、後述の治警事件のため1923年12月に監獄に収容されてから読書三昧の日々を送り、『明治維新志士活躍史』、『西郷南洲伝』、『明治文化之研究』、及び連雅堂(表1)から贈られた『基督抹殺論』を読んだと、自らの「入獄日記」で書いた。この日記は『台湾民報』にも掲載された¹²⁾。

上記の書籍はいずれも「大正維新」の運動から生まれたものであった。『明治維新志士活躍史』は1923年出版の『維新勤王志士活躍史』だと思われる¹³⁾。これは幕末から江戸城無血開城までの諸志士の事績を内容としたものである。『西郷南洲伝』は、1910年出版の『西郷南洲』であり¹⁴⁾、西郷隆盛の生涯を描いたものである。西郷隆盛については、とりわけ幸徳秋水が大逆事件のため逮捕された時、世間で幸徳秋水の死を西郷隆盛のそれと重ねた人が多く、西郷隆盛ブームを生じさせる引き金となった。当書はそのブーム下の産物であった¹⁵⁾。それに関連して、『基督抹殺論』は、幸徳秋水が大逆事件のため監獄に拘禁された時に著した、キリスト教に関する著作であるが、前述の西郷隆盛ブームの助長に一役買った部分もあったと思われる。また、「明治文化之研究」は、日本内地の雑誌『解放』の1921年10月号の特集号に収められている。この特集は同時代の知識人や研究者が明治文化の明暗を把握することによって、停滞したままの大正文化に新たな展望を切り開こうとする狙いがあった¹⁶⁾。

こうしてみると、運動推進者が「大正維新」の運動に影響されたのも無理はない。ただし、ここで考えなくてはならないのは、「大正維新」の運動でよく取り上げられたものは、黒船来航、桜田門外の変・安政の大獄、大政奉還・王政復古、戊辰戦争、版籍奉還・廃藩置県、五箇条の御誓文、自由民権運動といった史実や、西南戦争、西郷隆盛・坂本竜馬・勝海舟・吉田松陰・井伊直弼などの人物を含めて、その項目は多岐に及んでいたが、上記の三紙誌の紙上においてはそれほど多元化していなかったということである。

三、文化啓蒙面における「明治維新」解釈

第一章で述べた文化啓蒙面における維新に関する評論は比較的多く、これは「大正維新」の運動による影響であると共に、三紙誌の理念とも密接に関わる。『台湾青年』創刊号では、「世界の時勢、現代の潮流に応じて、我台湾人民の知力を促進し、東西文明を伝播することを期待する。我台湾社会の耳目となると自ら言うのを憚らないのではなく、あえて島民の言論の発声になりたいと願う。¹⁷⁾」と書いてあるように、台湾人向けの文化啓蒙は三紙誌の極めて重要な役目であった。

さらに、前述のように、三紙誌の関係者は文協とも深い関係を持った。1921年10月に台湾で設立・活動した文協は、文化啓蒙を目標に、サマースクール、講演会、研修会や新聞(三紙誌)解話会を行い、新劇の演出と活動写真の上映にも着手した¹⁸⁾。その上で文協は、『台湾民報』を同会の理念や諸活動の宣伝工具としようとした。宣伝活動の一環として、紙上には明治維新の中の文化啓蒙に関する評論が多く見られる。例えば表2-24では、蔣渭水が明治維新当時の人びとの意識を援用しつつ、『台湾民報』の購読と共に文協への加入・援助を呼びかけている。

表2の「趣旨」から見ると、前述の文化啓蒙面における諸評論で強調した要点は以下の通りである。第一は文化啓蒙の重要性(表2-12)、第二は欧米文明を中心とした文明開化(表2-1, 20, 38)、及び台湾独自の文化を構築すべきこと(表2-2, 8)、第三は日本文化と一定の距離を置いたこと(表2-14, 18, 26)である。

その中で、注目すべきは文明開化と日本文化に関するそれぞれの見方である。黒船来航によって日本が近代世界システムに巻き込まれたということから、台湾が文明開化を行う際に倣うべき対象は欧米文明だと、文化啓蒙面の諸評論では大いに強調された。かかる論調の性格は、台湾独自の文化の建設という見解と表裏一体の関係にあった。それは、表2-8で唱えられた白話の使用から伺える。『台湾民報』は、日本語と漢文文言を併用した『台湾青年』・『台湾』と異なり、1917年に胡適などが提唱した中国の白話文学に影響されて、台湾人に欧米文明を分かりやすく紹介するために白話を採用した¹⁹⁾。

それとは対照的に、日本文化に対して『台湾民報』における張我軍のような批判的な姿勢が

露骨に現れたこともある。1924年より三年間日本で講義していた辜鴻銘が「東洋文明の精華は日本にあり」と主張したことを、張我軍は表2-18の評論で批判した。その他、三紙誌において、日本文化に触れているのは、陽暦の採用のみである（表2-38）。何故ならば、陽暦の採用は、文明開化を行った日本だけでなく、1928年に蒋介石が北伐を完了して全国統一を果たした中国も欧米文明を取り入れた成果の一つとみなされたからである。

文化啓蒙面において、伊藤博文・大久保利通・西郷隆盛や新島襄といった指導者の公共心も無視するわけにはいかない（表2-3, 21）。それは、文協が文化啓蒙事業を進める際に、滅私奉公の精神が欠かせないとされたからである。

しかし、文化啓蒙に関する諸評論のみならず、維新に関わる全体の評論数も1927年以降は激減した。それは三紙誌を支えた文協の分裂と密接に関わる。

1920年代後半、林杞埔竹林事件、二林蔗農事件といった農民運動が台湾社会で頻発し、それと同時に二林蔗農組合（1925）と台湾農民組合（1926）などの組織が結成された²⁰⁾。共産主義と国際共産主義運動の影響もあって、1926年に文協の内部で理念的な不和のために亀裂が生じ始め、翌年1月に当会は正式に二派に分裂した。文協の主導権は、階級問題を民族問題と同一視する、林献堂を始めとした民族運動派から、階級闘争を重んじる連温卿などの共産主義派の手へ移されるようになった²¹⁾。

したがって、1927年以降、『台湾民報』における言論は、文協内部の政治的力学によって社会経済的な問題へ変化する兆しを見せていった。そもそも日本内地での社会運動は大正期の産物であり、農民を含む労働者が階級として政治的な発言権を持つようになるには、1918年の米騒動の後を待たなくてはならなかった²²⁾。それに伴い、同報でも明治維新に関する関心度が低下していった。たとえ同報は明治維新に触れたとしても、社会経済的な現象や問題に焦点が絞られ、社会経済的な視点が採用されるに至ったのである（表2-32, 35, 36）。

四、言論・出版・集会の自由をめぐる「明治維新」解釈

(1) 台湾版「自由民権運動」

第一章で論じたように、言論・出版・集会の自由に関する諸評論は、「万機公論ニ決スヘシ」という精神、尊王論者、自由民権運動の人物と事例、及びそれに関連する禁令に触れたものがある。表2の「趣旨」から見ると、いずれも最終的な目標が台湾人の政治的権利の達成だったことで共通している。これらの間で異なっていたのは、呼びかける対象が台湾人、台湾総督府当局や日本内地のどれかという点における違いにすぎなかった。この意味で、第一章で分類した三つ目の、政治的な特権の廃止などの現象についての諸評論は、台湾の「有司専制（台湾総督府：引用者注）の一掃」（表2-9）や議会設置など政治改革（表2-11, 28）という主張のように、同じく政治的意味合いを抱えていた。

この中で注目すべきは、板垣退助が台湾同化会を設置し、さらに林献堂が同会を台湾の立憲運動の嚆矢とみなしたということである(表2-4, 5)。板垣退助は1870、80年代において日本内地で自由民権運動を推進してきた元勳であるが、1914年12月に台湾を訪問し林献堂たちの協力を得て、日本への同化を目的に同会を設立した。一方、台湾人は、それまでの武力抵抗に代わり、同会を通じて合法的な手段で日本人と同様の待遇を求めようとした²³⁾。当会は結成してから一ヶ月を経ない1915年1月に、台湾総督府により解散させられた。しかし、同会は政治に関心を持つ台湾人有志の間に熱烈な反響を呼び、その後の台湾人の政治運動に先導的な役割を果たした。

1918年に六三法²⁴⁾の撤廃を趣旨として、新民会の前身である啓発会が結成された。これはまもなく解消したが、1920年1月に新民会として再発足した。当時、内部では、それまでの六三法の撤廃を台湾の特殊性を否定し同化政策を肯定するものとして、植民地自治の理念に基づき台湾議会の設置を主張する声が高まってきた。討論が重ねられた結果、総督の立法権、及び特別会計に対する予算編成の協賛権を任務とした台湾議会の設置を請願しよう、という同会会長の林献堂の意見が採用されることとなった。そこで、1921年1月から1934年3月を最後に請願を中止するまで、14年間15回に及ぶ台湾議会設置請願運動が展開されるに至ったのである²⁵⁾。

このように、台湾の立憲運動の開始時期については、板垣退助による台湾同化会に始まったと林献堂によって定義付けられる。一方、「我同胞自大正九年倡起自由民権運動²⁶⁾」が『台湾民報』で記されているように、新民会の設置や『台湾青年』の創刊によって「自由民権運動」の台湾版が行われ始めたとも見られる。発足時期に差はあれ、いずれも「自由民権運動」の台湾版は、1920年代においてピークに達した。その模様は、「台湾の現状は明治十五六年の光景を彷彿とさせる」と、日本内地で憲政擁護運動に従事している関直彦が1926年2月10日に第七回請願運動の台湾人請願委員に対して懇親会で述べたことから²⁷⁾、その一端が伺えよう。

それに対して、総督府は常に台湾新聞紙条例や治安警察法などの禁令を以て干渉しようとした。台湾新聞紙条例は1917年12月に律令第2号として公布された。それ以降、三紙誌に対する発刊禁止の命令が相次ぎ、検閲により部分的に削除されることも珍しくはなかった。また同条例第16条、及び第17条によると、台湾で島外発行新聞の販売店を設置する際には、総督の許可の必要があった²⁸⁾。それに対する批判は表2-12にも見られる。

さらに、1900年に日本内地で制定された治安警察法が、1922年12月に台湾でも施行されるようになった。総督府は、同法により警察力を以て文協の諸活動、特に講演会を制限することがしばしばあった。それは、新民会員を中心とした第一回の請願運動を別として、第二回(1922.2)以後は文協から援助が得られたため、文協は次第に請願運動の台湾における実質的な推進母体となりつつあった²⁹⁾からである。

総督府の調査によると、1923年から1926年までにおいて講演会の禁止・解散の回数が講演会の総回数に占める割合については、1923年は67% (24/36)、1924年は36% (48/132)、1925年

は23%（71/315）、1926年は61%（192/315）と判明する³⁰。その比率は大抵20%を上回る、高いものであった。

取締りの激化からも分かるように、三紙誌の諸評論において言論・出版・集会の自由に関するものは、かかる政治運動の経緯と連動した、無視できない存在となった。その中で、表2-30、34のように、明治維新の史実に鑑みて、禁令の公布が言論の激化という逆効果を招いたという主張は、興味深い。さらに、治安警察法が施行された翌年の1923年から、文協が転向する1927年1月までの四年間において、同法の実施は、運動推進者の政治的権利への関心を高め、このために明治維新に関する評論数が激増したのである。

(2) 治安警察法違反事件と台湾「維新」

1923年12月16日、治安警察法の濫用による治警事件が起こった。この事件に関する評論が6篇（表2-14、15、17、19、22、23）に達した。

第三回（1923.2）の請願運動に際して、運動推進のための常設機関が必要だと考えて、東京から帰国した蔡培火は、1923年1月に蔣渭水たちと協力して台湾議會期成同盟を結成した。同盟はこの回の運動の主力となったが、総督府は同年12月16日、治安警察法により警察を派遣して大規模な取締を行い、41名を逮捕、58名を訊問、その中の18名を起訴した。これがいわゆる治警事件である。翌年3月に一審で全員無罪判決を受けたが、日本人検察官が上訴し1924年10月に二審で蔣渭水など13名に有罪判決が下された。1925年2月の三審は二審の判決のままとなった。結局、蔣渭水・蔡培火・蔡恵如・林呈禄・石煥長・林幼春・陳逢源は四ヶ月から六ヶ月の懲役、その他の六名は百円の罰金をそれぞれ言い渡された³¹。

総督府の取締の規模は大きく、『台湾民報』関係者の中でこの事件に巻き込まれた者は半数を超えた（表1参照）。そのため、同報ではこの事件の経緯が大いに取り上げられ、1924年9月1日と同年11月11日に「台湾議會期成同盟会治安警察法違反容疑事件」の「第一審公判特別号」と「第二審公判号」も出された。また前述した通り1924年前半、蔣渭水の「入獄日記」が掲載されたこともあって、この事件の反響は予想外のものとなった。それは、二・三審が出た後の1925年、文協の講演会に参加する聴衆の人数（117,880名）が前年（44,050名）より倍以上増えたこと³²から伺えよう。

このように、治警事件は台湾社会に大きな波紋を呼び起こし、それに伴い紙上における明治維新関連の評論も少なからず現れた。蔣渭水は、安政の大獄と徳川幕府を類比としてそれぞれ治警事件と事件発生当時の第九代総督内田嘉吉（1923.9-1924.8）に用いた（表2-15、19）³³。尚且つ、「被告としての自分 VS 審判を務めた検察官」を「新愛国志士 VS 井伊直弼」に喩えた（表2-15）。さらに、「勤王論 VS 佐幕論」、「開国論 VS 鎖国論」といった対比の論調で新旧の思想の衝突を強調した（表2-15）。その中の「勤王 VS 佐幕」という概念を、文協派 VS 公益会、つまり文協や請願運動と対抗するために御用紳士の辜顕栄や林熊徴などが台北で結成し

た団体(1923.7.17)、という対立項目にも敷衍した(表2-19)。

内田嘉吉総督とは反対に、事件後に就任した第十代総督伊澤多喜男(1924.9-1926.7)に対して、蔣渭水は、伊澤が就任した時の1924年12月に発表した「三百六十万の島人を基本にした」という統治方針に同感と歓迎の意を表した(表2-25)。さらに、伊澤が就任した一年目の1925年を台湾「維新」の元年、または伊澤総督を台湾「維新政府」とまで褒め称えた(表2-19, 22, 23)。蔣渭水のみならず、『台湾民報』も、伊澤が1922と1924年に請願運動の有志と意見交換を行ったことなどをクローズアップし、高い期待感を表明した³⁴⁾。しかし、1925年に伊澤が無償で土地を退職した日本人役人に払い下げることを決めたため、その期待はすぐ裏切られた³⁵⁾。

おわりに

「明治維新」という言葉は変革の意味を含蓄している。1920年代において、日本内地における「大正維新」の運動のため、明治維新の見直しというブームが起こった。そのブームに影響されて、『台湾青年』・『台湾』・『台湾民報』の三紙誌においても、明治維新の類比が多用された。しかしながら、三紙誌の性格、及びそれらを背後で支えた人々のイデオロギーによって、三紙誌における「維新」の意味合いは、日本内地と異なった色彩を帯びていた。

紙上に台湾「維新」の一言が始めて現れたのは、1925年に蔣渭水が治警事件を論じる際に用いたのではなかった。「犬養様鑑定して曰く、「先づ四五十年前の内地維新当時と同じ位だ」(表2-7)」という犬養毅の言葉を、『台湾』の編輯室が1922年4月10日に借用して、今こそ台湾「維新」だと唱えて以来、『台湾』だけでなく『台湾民報』にもしばしば見られていたのである。また、明治維新に無視できない存在である「自由民権運動」の台湾版は、1915年の台湾同化会の結成や1920年の『台湾青年』の創刊によって始められたとされた。

三紙誌にとっての「維新」や「自由民権運動」とは、何を意味するのか。三紙誌は、台湾人の知力の啓発、及び台湾独自の文化の構築を趣旨とした。さらに、三紙誌に携わる人々は、台湾の文化向上や台湾人の政治的権益を求めるために、新民会を母体として台湾文化協会や台湾議会設置請願運動などを進めた。その際に、彼らが明治維新の史実に自らの姿、台湾当時の状況や運動の目標を投影しようとしたため、紙上において「維新」という言葉は頻出した。

したがって、紙上における明治維新に関する諸評論は、文化啓蒙と言論・出版・集会の自由という二つの面に集中した。しかし諸評論における明治維新の史実は「大正維新」の運動ほど多様ではなく、とりわけ大政奉還や王政復古など国家体制を変更させたものや、戊辰戦争や西南戦争といった武力抵抗行為が取り上げられなかった。たとえ西南戦争で盟主と見なされている西郷隆盛が挙げられたとしても、彼の公共心にしか言及されなかった。それは、文協や請願運動のいずれも、日本の国体を前提に、植民地統治体制そのものを変革せず、明治憲法で決め

られた言論・出版・集会・請願の権利要求のみを行う体制内運動だったからである。だからこそ、治安維持法が1925年5月に台湾に施行されることとなった(勅令第175号)後も、運動推進者が国体を否定する運動への取り締まりを目的とした同法を脅威と見なさなかったのだ。それは、紙上の明治維新関連の諸評論の中で同法に関するものが表2-30しか見られない結果に示されている。

最後に、この時期以外に台湾で明治維新の史実が提起されたか否か、提起されたとする、如何に用いられたのかということである。例を挙げると、1899年1月に李春生などの台湾人資産家は、明治維新の文明開化に倣い、近代文明の吸収を趣旨とした維新会を結成した³⁶⁾。それは、李春生たちが1896年に初代総督樺山資紀に招待されて二ヶ月にわたり日本内地で近代的施設や制度を考察した経験³⁷⁾に基づいたものである。それに加えて、同会は当時の総督・児玉源太郎(第四代、1898.2-1906.4)に褒められたこともあって³⁸⁾、同会のいう維新は、1920年代の政治運動推進者のそれとは異なり、抵抗の意味合いが欠けていたのである。このように、植民地台湾における「維新」とは、日本植民地統治の形態、日本国内外の情勢、さらに台湾人の要求によって様々な様相を呈する、流動性のあるものだったといえよう。

表1 『台湾青年』・『台湾』・『台湾民報』の主な台湾人関係者

氏名	職位	出生の年と場所	初等教育	総督府 国語学校	最終の学歴	経歴	台湾文化 協会	台湾議会設 置請願運動
*林獻堂	『台湾』顧問、『台湾民報』社長	1881 台中霧峰	漢文教育	×	漢文教育	霧峰区長・台中庁参事等に任職、地主	V 総理	V○
林幼春	(林獻堂の甥)『台湾』代表取締役、『台湾民報』代表取締役・編輯	1879 台中霧峰	漢文教育	×	漢文教育	霧峰区長等に任職、地主	V 協理	V○
蔡惠如	『台湾』取締役、『台湾民報』取締役・編輯	1881 台中清水	漢文教育	×	漢文教育	協和製糖会社の創設、台中市区長、北京五国合弁株式会社の常務理事、福州で開墾事業を行う、地主	V 理事	V○
林呈祿	『台湾青年』創刊者・編輯、『台湾』編輯・常務取締役、『台湾民報』常務取締役・主筆・編輯・台北本社の記事	1887台北	公学校	V 国語部	明治大学法科	湖南省立政治研究所教授、台湾地方法院書記官	V 理事	V○
*王敏川	『台湾青年』記者・編輯、『台湾』編輯・顧問、『台湾民報』編輯	1889 台中州彰化街	公学校	V 師範部	早稲田大学政経科	彰化公学校教師	V 理事	V○
*黄呈聡	『台湾』庶務主任・取締役、『台湾民報』編輯	1886 台中州彰化街	公学校	V 実業部	早稲田大学政経科	地主	V 理事	V
鄭松筠	『台湾青年』投稿、『台湾』会計主任・監査役・発刊者、『台湾民報』監査役	1891 台中豊原	公学校	V 師範部	明治大学法科	公学校教師、弁護士	V 理事	V○
*蔡培火	『台湾青年』創刊者・原稿審査員・編輯兼発刊者、『台湾』台湾分社の主任・幹事、『台湾民報』取締役・編輯	1889雲林	公学校	V 師範部	東京高等師範学校理科	公学校教師	V 専務理事	V○
蔡式毅	『台湾青年』編輯、『台湾』顧問、『台湾民報』取締役	1884新竹	公学校	V 師範部	明治大学法科	公学校教師、弁護士	V 理事	V○
蔡先於	『台湾青年』編輯	1893 台中州大甲郡	公学校	V 師範部	明治大学法科	公学校教師、弁護士	V	V○
石煥長	『台湾青年』原稿審査員・編輯、『台湾』台湾支局の幹部、『台湾民報』台湾支局の幹部	1891宜蘭	公学校	?	東京医学専門学校	医師	V 理事	V○
黄岡	『台湾民報』編輯・台北本社の記事	1900 台中州彰化街	公学校	V 師範部	早稲田大学政経科	公学校教師	V 会員	V

*謝星樓	『台湾民報』投稿	1887台南			早稲田大学	漢方医	V	V
*陳逢源	『台湾』監査役、『台湾民報』監査役・編輯	1893台南	公学校	V 国語部	国語学校国語部	三井洋行台南出張所に勤務	V 理事	V○
*蔣渭水	『台湾』取締役、『台湾民報』取締役・編輯	1891宜蘭	公学校	×	台湾総督府医学校	医師	V 理事	V○
*邱德金	『台湾』監査役、『台湾民報』監査役	1893台中豊原	公学校	×	(台湾総督府医学校→) 東京大学医学部	赤十次会病院や馬借病院に勤務	V 理事	V○
連温卿	『台湾民報』投稿	1895台北	公学校	×	公学校	南国会社の書記	V 理事	V○
謝春木	『台湾民報』台北本社の記者	1902台中州彰化街	公学校	V	東京高等師範学校	記者	V	V
*林煥清	『台湾民報』台北本社の記者	1901新竹州桃園郡	東京大成中学校	×	東京商科大学	記者		V
*連雅堂	『台湾民報』投稿	1878台南	中国へ留学	×		『台南日報』漢文部と『台湾新聞』漢文部主筆	V	○
*黄旺成	『台湾民報』投稿	1888新竹	公学校	V 師範部	国語学校師範部	公学校教師、台湾民報社台中支局に勤務	V	
楊肇嘉	『台湾』顧問、『台湾民報』取締役	1892台中州清水街	公学校	V 師範部	早稲田大学政経科	公学校教師、清水街長	理事	V○
葉榮鐘	『台湾民報』投稿	1900鹿港	公学校	?	東京中央大学経済学科	林獻堂の秘書、新民報東京支局長	V	V○

注：「請願運動」項目の○は、治警事件で逮捕、訊問や起訴された者を指す（葉榮鐘、前掲書『日抛下台湾政治社会運動史 上冊』231-318頁）。「台湾総督府国語学校」項目の？は、同校で就学したか否かが不明であることを意味する。「氏名」項目の中の*は、表2の評論執筆者を意味する。

出典：「本社職員」（『台湾民報』1923年4月15日）、蔡培火「創業五週年和発刊壹万部所感」（『台湾民報』1925年8月26日）、台湾新民報社調査部編『台湾人士鑑』（東京：湘南堂書店、1986年復刻版）、楊肇嘉、前掲『台湾新民報小史』407-440頁、台湾総督府警務局編、前掲書『台湾総督府警察沿革誌Ⅲ 台湾社会運動史 上冊』160-165、337-340頁、林進発編『台湾官紳年鑑』（台北：成文出版社、1999年復刻版）より作成。

表2 『台湾青年』・『台湾』・『台湾民報』における明治維新に関する評論

『台湾青年』

標題	日付	作者	内容	趣旨
1. 対内の根本的な問題の一端	1920.7.16	蔡培火	明治維新以来、日本内地の国民は体育に興味を持ち、体育関連の施設をも改善した。	台湾人に体力増強を呼びかけた。
2. 大勢進行論	1920.10.15	徐慶祥	明治維新は帝国の精神を保持しながらも、「智識ヲ世界ニ求メ」という御誓文に基づいて欧米の文明を取り入れた結果だ。	改革に着手する際に自らの国の精神を忘れないよう、台湾青年に呼びかけた。
3. 台湾青年の自覚論	1920.10.15	呉克巳	明治維新の時、伊藤博文、大久保利通、西郷隆盛、板垣退助や新島襄といった青年は奉公精神を持って国に貢献した。	台湾青年に維新の志士の奉公精神を持つよう呼びかけた。
4. 台湾の文化と同化を述べて台湾統治に及ぶ	1921.3.26	郭徳為	維新の元勳である板垣退助は台湾に台湾同化会を設立した史実を提起した。	台湾同化会が結局失敗に終わったことに鑑みて、現実の同化政策を非難し、また台湾青年の文化促進という使命を唱えた。
5. 台湾議會設置請願に関する管見	1921.4.15	林獻堂	台湾同化会を設立した板垣退助を維新の元勳と褒め称えた。	台湾同化会を始めとした台湾立憲運動の経緯を回想し台湾議會設置請願を尊重するよう内地に呼びかけた。
6. 先覚者の天職を論ずる	1921.5.15	王敏川	吉田松蔭等の諸氏が尊王論を提唱したことにより維新の局面が開き国民の政治活動も活発になった。	有志者に政治的権益を求めめるために奮起するよう呼びかけた。

『台湾』

7. 編輯室	1922.4.10	編輯員	犬養毅の台湾の現状は四五十年前の明治維新の時と同じだという言葉を紹介し、今は台湾維新だと定義した。	台湾維新が示すように、当該が『台湾』に改称された際に、台湾人に当該の閲覧を呼びかけた。
8. 白話普及の新使命を論ずる	1923.1.1	黄呈聡	明治維新により欧米文明を吸収することによって維新志士は近代的文化を築いた。	台湾人に文化普及のために白話を学習・使用するよう呼びかけた。
9. 回転期に立つた台湾	1923.7.10	黄呈聡	明治維新を差別された階級の、有司専制破壊の運動と見なし、自由平等主義に沿い四民平等、賤民の称呼の廃止などが行われた。台湾維新は有司専制の一掃から着手すべきだ。	台湾維新は、明治維新に学び階級的差別的撤廃から始めなくてはならないと説いた。

10. 巻頭の辞 (台湾議会促進の声)	1924.4.10	×	日本内地の国民は明治維新後二十余年間議会議開設のために頑張った。	台湾人に台湾議会議設置の促進を進めるよう呼びかけた。
---------------------	-----------	---	----------------------------------	----------------------------

『台湾民報』

11. 見賢思齊	1923.5.15	謝星樓	明治維新以来、日本が東洋の盟主となったのは発展の自由があったからだと主張した。	台湾人に政治改革に着手する機会を与えるよう日本内地に呼びかけた。
12. 知識の乏しさとその救済方法	1923.7.15	氷瑤	日本は黒船がもたらした衝撃によって直ちに覚醒した。	『台湾民報』の販売店の台湾での設置は総督府によって許可されず、当新聞は台湾で発禁されることとなった。そのため台湾人に文化啓蒙を以て知識の乏しさを改善しようと呼びかけた。
13. 明治維新前後の状況	1923.8.15	黄呈聰	五箇条御誓文の「旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」、「広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」、「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ徳マサラシメン事ヲ要ス」といった条文を襲めた。また明治維新の成功の決め手は青年にあると強調した。	台湾人、特に台湾青年に自覚を以て台湾人としての権益を求めるように呼びかけた。
14. 台湾議会議期成同盟会治安警察法違反容疑の公判陳達源氏の供述	1924.9.1	陳達源	明治維新以前に勤王論は既に出たが、明治維新は黒船に始まり、日清・日露戦争に成功した。	同化政策は台湾で実行が困難であること、及び日本内地の国民精神の形成に自らの歴史的背景があると指摘した。
15. 台湾議会議期成同盟会治安警察法違反容疑の公判蔣渭水氏の弁論	1924.9.1	蔣渭水	勤王論 VS 佐幕論、開国論 VS 鎖国論、新愛国志士 VS 井伊直弼、治警事件の台湾知識人 VS 治警事件で審判を務めた検察官、安政大獄 = 治警事件と比喩を以て主張した。	対比の論調を用いて、自分の論述と検察官のを新・旧の思想の衝突と批判した。
16. 実力社会を重んじるべき	1924.10.1	王敏川	板垣退助が明治維新の元勳だけでなく、民権を唱え差別的な待遇を排斥したと称えた。	個人の實力を重んじ、社会に貢献するよう呼びかけた。また欧米の立憲政治はまさしく実力社会の表現だと主張した。
17. 参政権への要求についての問題	1924.11.11	黄呈聰	治警事件に対する第二審に鑑みて、明治維新後、自覚のある民衆は自由民権を唱えたため、イギリス流の制度が採用されるようになった。	台湾では明治憲法により参政権を要求する権利を持つべきだと主張した。
18. 辜博士を歓迎する	1924.12.11	張我軍	日本が三大強国の一つに躍進したのは、欧米文明を吸収したからだ。	辜鴻銘が東洋文明を謳歌していること、及び「東洋文明の精華は日本にあり」という彼の言葉を批判した。
19. 台湾の新年を迎える	1925.1.1	蔣渭水	徳川幕府 = 内田嘉吉総督、勤王党 = 文協派 VS 佐幕党 = 公益派、安政大獄 = 治警事件、と比喩を以て主張した。また護憲三派の連立による加藤高明内閣を民衆の内閣、加藤内閣によって派遣された伊澤多喜男総督を日本国民全体の台湾政府とした。	1925年、伊澤多喜男総督、伊澤による政治を、「維新」の意味合いを以て歓迎の意を示した。
20. 文化運動への従事の覚悟	1925.1.1	王敏川	明治維新では欧米の道徳を受け入れ立憲教育を行ったことにより、独立した人格を培い文化を発展させた。	文化運動を行う際に、近代化を生み出した欧米文明を排斥してはならないと呼びかけた。
21. お正月おめでどうの意味 (それにより文化の向上を生活の中心とするようになる)	1925.1.1	邱徳金	明治維新の成功は諸志士の奉公精神によってであり、それは西郷隆盛の言葉である「子孫に美田を残さず」という精神だと説いた。	台湾人にお正月に新しい目標を設定し文化の向上を生活の中心とするよう呼びかけた。
22. 朝鐘暮鼓	1925.1.1	蔣渭水	1925年を「台湾維新」の元年と誓えた。	台湾人が、『台湾民報』を読むこと、文協に加入すること、文協を金銭面で援助すること、新聞解語会を結成すること、という四点を必ずやらなくてはならないと主張した。
23. 言論の自由を許可できない善政があるのか	1925.1.21	蔣渭水	伊澤多喜男総督を「台湾維新政府」と喩えた。	伊澤多喜男総督に対して台湾人としての言論機関を設置すべきだと主張した。
24. 朝鐘暮鼓	1925.6.11	蔣渭水	明治維新の時、日本人は犠牲を払って自由を獲得した。	台湾人に自由のために代価を支払うよう呼びかけた。
25. 中国の未来は如何なるものなのか	1925.9.20	×	中国の民族意識の起りが外圧によってであり、それは明治維新を行った日本と同じである。	中国の未来を予測し、現在の中国が過渡期にあることを表明した。
26. 外国人が観察した日本の民族性	1925.9.27	謝晋青	明治維新により日本の国政は一新して世界の注目の的となった。その原因を欧米文明の輸入に求め、日本が黒船に感謝すべきだと主張した。	欧米側の論述を以て日本内地の精神が取るに足りないものだとして批判した。
27. お正月おめでどうの所感	1926.1.1	張汝淡	明治維新の時、新四民は皆不平等に反対してその考えを行動に移した。	台湾人に奮起するよう呼びかけた。
28. 民衆政治の前途と官民の自覚	1926.1.10	×	明治維新の時の「頑固党」(藩閥政府—引用者) が時代の潮流に抗しきれず、余儀なく憲法を公布し立憲制を実施せざるを得なかった。	台湾人に対して議会議設置の要求の流れの中で自発的に民衆運動を実現させるよう呼びかけた。
29. 立憲政治と台湾の民権問題	1926.3.21	国壽	朝野を問わず民権の提唱から始まり、国会期成同盟などといった動き、そして1891年の帝国議会の開設を経て、1925年の普選の実施に至るまで、という明治維新以来の日本内地の立憲制度の形成過程を述べた。	在内地人が請願運動を悪意で非難したことに対して、在内地人に内地の立憲制度の形成過程を回想して台湾人の参政権の要求行為を尊重するよう呼びかけた。
30. 時代と思想の取締	1926.5.30	×	明治維新以来、新聞紙条例 (1875)、集会条例 (1880)、保安条例 (1887)、治安警察法 (1900) や治安維持法 (1925.3)、といった言論・出版・集会に関する禁令が次々と公布されてきた。	台湾人の言論自由への禁令を批判し、また明治維新の史実から禁令がかえって言論を激化させる恐れがあると指摘した。

31. 欧州大戦乱への回顧：台湾政治の成績の改善と島民の自覚という希望	1926.6.27	張晴川	日本内地は明治維新を進め、憲法の制定、及び自由と平等の擁護を行ってきた。	日本内地が明治維新の立憲政治を台湾で行っていないと非難した。
32. 反動の台湾	1926.9.26	×	明治維新の時に商業資本が台頭し、また植民地では財力によって権利と義務が決められると説いた。	在台内地警察は覚醒している台湾人を軽視してはならないと主張した。
33. 漢民族意識の勃興（中国を統一する第一歩）	1926.10.24	×	明治維新の時、日本内地で民族意識が起こったのは黒船の来航に刺激されたからだ。	中国を統一するには、まず漢民族意識を促進させなくてはならないと指摘した。
34. 無批判の時代	1927.2.27	×	明治維新の時の保安条例はかえって社会の進歩を促進させた。	禁令はかえって社会を進歩させたと主張した。
35. 「水平運動」とは何か	1927.4.3	黄旺成	明治維新により「穢多」の名は廃止されたが、代わって社会的に「新平民」という名ができた。	水平運動の起こりについて説明した。
36. 社会の通用性と其の対策（上）	1928.1.1	林煥清	明治維新後は、ここ数年と違い、日本内地で大きな社会的な争議がなかった。	ここ数年の日本内地の社会的な争議を述べた。
37. 思想自由論	1928.12.16	連雅堂	明治天皇が明治維新に関する詔を下し、「智識ヲ世界ニ求メ」、「万機公論ニ決」した。	当局に台湾人の言論・出版・集会・結社の自由を認めるよう呼びかけた。
38. 陽暦の実施を提唱する	1929.2.10	×	明治維新の初期に陽暦が使用され始めた。	世界の潮流に沿い、前年に北伐を完了して全国統一を果たした中国でも陽暦を使用した。

註：日本人による評論は研究対象外にした。×は紙上で作者の名前が書いてないことを意味する。

出典：前掲書『台湾青年』、『台湾』、『台湾民報』、中島利郎編『台湾民報・台湾新民報』総合目録：付台湾青年・台湾』（東京：緑蔭書房、2000年）より作成。

註

** 本稿において記事に論及する際には、便宜上、発行順に各評論の標題の前にアルファベットの番号を付け、また本論でも標題や日付に代わり、評論の番号だけ（例：表2-番号）を書いた。

また、原文が中国語の場合、筆者が日本語に訳した。なお、本稿は、2008年11月8日に韓国ソウルの建国大学校日本文化言語学会が主催した第五回国際シンポジウム（テーマ：「明治維新、東アジアの記憶」）で筆者が行った口頭発表に、若干の修正を加えたものである。

- 1) 朝男直弘・宇野俊一・田中琢編『日本史辞典』（東京：角川書店、1996年）1031頁。
- 2) 三谷憲正「博文館『太陽』と朝鮮—「併合」に至る《噺》を中心として—」（鈴木貞美編『雑誌『太陽』と国民文化の形成』京都：思文閣、2001年）。
- 3) ここで使う「台湾人」とは、日本統治期（1895-1945）において1895年以前に中国から移住してきた漢人、及び既に漢化された平族の原住民を指す。当時、台湾は日本の一部であり台湾人は日本人であった。しかし、日本内地、及び日本内地や台湾に住む内地人と区別するために、便宜上、日本内地と日本人に対する、台湾と台湾人の呼称を用いた。ただし、国を指す場合には、「日本内地」ではなく、「日本」という国名を使用した。
- 4) 台湾雑誌株式会社は1925年7月に台湾民報株式会社に改名した。また、台湾新民報社は、林猷堂の所有する大東信託株式会社が1929年1月に設立したものである（楊肇嘉「台湾新民報小史」『楊肇嘉回憶録（二）』台北：三民書局、1970年、407-440頁）。なお、筆者が用いている『台湾青年』、『台湾』、『台湾民報』は、それぞれ蔡培火編、林呈祿・黄天横編と、林呈祿・黄天横・婁子匡編であり、いずれも1973年に台北の東方文化書局によって復刻版として出版されたものである。
- 5) 黄秀政『「台湾民報」与近代台湾民族運動（1920-1932）』（彰化：現代潮出版社、1987年）を参照のこと。

- 6) 代表的な研究として、張正昌『林献堂与台湾民族運動』(台北：益郡書店，1981年)，黄秀政，前掲書『「台湾民報」与近代台湾民族運動(1920-1932)』，周婉窈『日抛時代台湾議會設置請願運動』(台北：自立晚報社文化出版部，1989年)，若林正文『台湾抗日運動史研究』(東京：研文出版，2001年)，陳君愷『狂飆的年代：1920年代台湾的政治社会与文化運動』(台北：日創社文化，2006年)，陳翠蓮『台湾人的抵抗与認同：1920-1950』(台北：遠流出版事業株式会社，2008年)，吳佩珍「日本自由民権運動与台湾議會設置請願運動—以蒋渭水<入獄日記>中《西郷南洲伝》为中心」(『台湾文学学報』第11期，2007年12月)が挙げられる。
- 7) 張正昌，前掲書『林献堂与台湾民族運動』107頁，周婉窈，前掲書『日抛時代台湾議會設置請願運動』13頁。
- 8) 陳培豊『「同化」的同床異夢：日治時期台湾的語言政策，近代化与認同』(台北：麦田出版社，2006年)を参照。
- 9) 前述の分類は，黄秀政の前掲書『「台湾民報」与近代台湾民族運動(1920-1932)』の目次に基づいたものである。ただし，黄氏は，諸論説の内容だけでなく人的結合をも考慮に入れて，目次に日本人との交流，及び各国の民族運動との結合という項目を付け加えている。これに対して，筆者はあくまでも論説の内容から前述の分類を行った。
- 10) 代表的な内因説に関する研究としては遠山茂樹『明治維新』(東京：岩波書店，1951年)，外因説には石井孝『明治維新の国際的環境』(東京：吉川弘文館，1957年)，芝原拓自『明治維新の権力基盤』(東京：御茶の水書房，1970年)・『日本近代化の世界史的位置』(東京：岩波書店，1981年)，永井秀夫『明治国家形成期の外政と内政』(札幌：北海道大学図書刊行会，1990年)などがある。なお，明治維新関連の先行研究に関する整理は，木村直也「総論 世界史のなかの明治維新」(明治維新史学会編『講座明治維新 第1巻 世界史のなかの明治維新』東京：有志舎，2010年)に詳しい。
- 11) 宮澤誠一『明治維新の再創造：近代日本の「起源神話」』(東京：青木書店，2005年)28-107頁。
- 12) 「入獄日記(一)」1924年4月11日，「入獄日記(二)」1924年4月21日，「入獄日記(続)」1924年5月11日，「入獄日記」1924年6月21日(いずれも『台湾民報』に掲載されている)。
- 13) 同書(計2冊)は上田景二が著し，1923年に東京の教文社が出版した。
- 14) 同書は講談師・伊藤仁太郎が書き，1910年に東京の東亜堂書房が出版し，1913年に同社は縮刷版(計3冊)も出版した。
- 15) 宮澤誠一，前掲書『明治維新の再創造：近代日本の「起源神話」』40-52頁。
- 16) 宮澤誠一，前掲書『明治維新の再創造：近代日本の「起源神話」』83頁。
- 17) 「社告」(『台湾青年』創刊號，1920年7月16日)。
- 18) 台湾総督府警務局編『台湾総督府警察沿革誌 III 台湾社会運動史 上冊』(東京：緑蔭書房，1986年復刻版)147-158頁。
- 19) 陳培豊，前掲書『「同化」的同床異夢：日治時期台湾的語言政策，近代化与認同』316-333頁。

- なお、『台湾民報』の創刊宗旨は、「平易な漢文を専用し、民衆の智識を満載する。その宗旨は我島の文化を啓発し、同胞の元気を振起することにほかない。それは台湾の幸福を図り、東洋の平和を求めためだけである。」である（林呈祿「創刊詞」『台湾民報』1923年4月15日）。
- 20) 林杞埔竹林事件の発端は、台湾総督府が嘉義、林杞埔（現の南投竹山）などの竹林を国有地にし、所有権を三菱製紙株式会社に譲ったことである。しかし竹林で生計を立てている農夫や地主は抗議し、1926年9月に台湾農民組合嘉義支部を設立して抗争を続けた（葉榮鐘『日抛下台湾政治社会運動史 下冊』台中：晨星出版社，2000年，580-586頁。なお、同書は葉氏が林獻堂の秘書としての体験を、資料を参照して著したものである）。二林蔗農事件については、台湾総督府が製糖業の発展を扶助するために甘藷農家に甘藷を林本源製糖会社に販売することを強制し、また買付価格は製糖会社の片方に決められたといったトラブルが発生した。彰化二林地区の甘藷農家は、これに反発、蔗農組合の結成を通して警察と衝突をする事態にまで発展した（前掲書『日抛下台湾政治社会運動史 下冊』572-579頁）。
- 21) 周婉窈，前掲書『日抛時代台湾議會設置請願運動』108-109頁。
- 22) 松尾尊兌『大正デモクラシー』（東京：岩波書店，2001年）193-195頁。なお、前述の情勢について、当報は「日本は維新以後一気に産業革命を遂げたに拘らず、産業社会は久しく安定を保つて居つた。是れは封建時代の主従関係や差別主義の勢力が残つて居つたために外ならぬ。然るに最近数年の間に形勢急変して産業争議は単に工業の方面許りでなく、農業の方面にも拡大し、兩者略々同等の緊張味を以て社会の視聽を聳動しつゝある。（表2-43）」、という冷徹な意見を表した。
- 23) 黄富三・陳俐甫編「黄旺成先生訪問記録」（『近現代台湾口述歴史』台北：林本源中華文化教育基金会，1991年）87頁，葉榮鐘，前掲書『日抛下台湾政治社会運動史 下冊』36-48頁。なお、内心で同化に賛同していなかった蔣渭水も、同化を便宜的な手段と認識したため、台湾同化会の存在意義を否定の念を示さなくなった（蔣渭水「五個年中的我」『台湾民報』1925年8月26日）
- 24) 六三法とは、「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」（法律第36号）を指す。それにより台湾総督は台湾における法律の効力を有する命令（律令）を發布できるようになった。六三法に代わり、1906年に三一法（法律第31号）が制定されたが、一般に六三法と称していた。なお、六三法や三一法のいずれも総督の律令権を原則とした。
- 25) 周婉窈，前掲書『日抛時代台湾議會設置請願運動』28-68頁。なお、林獻堂が請願という方法を主張したのは、以下の事情が背景にあった。「任公が先生と初対面した時の談話は、先生個人の思想と行動を影響しただけでなく、台湾人の政治運動が温和な路線を取ることをも間接的に規定した。（葉榮鐘『台湾人物群像』台北：時報文化，1995年，74頁）」と葉榮鐘が回想したように、運動の方式に梁啓超の意見が決定的な影響を与えた。1907年に林獻堂は奈良での梁氏との初対面の際に、梁氏から、アイルランドのイギリスへの抵抗方法に倣い参政権を求める際

に台湾が日本政界の支持を得る必要があるという意見を聞き入れた(甘得中「猷堂先生与同化会」林猷堂先生記念集編纂委員会編『林猷堂先生記念集 卷三 追思録』台北：文海出版社，1974年，519-520頁。ちなみに甘氏は林猷堂が梁氏を訪れた時の一随行者である。)

- 26) 「元日に情勢を更新する」(『台湾民報』1928年1月1日)。
- 27) 「各派議員の台議問題懇談会」(『台湾民報』1926年2月14日)。
- 28) 国勢新聞社編，前掲書『台湾新聞総覧』6-7頁。
- 29) 台湾総督府警務局編，前掲書『台湾総督府警察沿革誌 Ⅲ 台湾社会運動史 上冊』166頁。
- 30) 台湾総督府警務局編，前掲書『台湾総督府警察沿革誌 Ⅲ 台湾社会運動史 上冊』151-152頁。なお，総督府の統計調査は，1923年5月から1926年までに限定された。
- 31) 葉榮鐘，前掲書『日抛下台湾政治社会運動史 上冊』231-318頁。
- 32) 台湾総督府警務局編，前掲書『台湾総督府警察沿革誌 Ⅲ 台湾社会運動史 上冊』151-152頁。
- 33) 内田嘉吉に関する比喩には，これ以外にも蔣渭水が1925年に松山庄での文協の文化講座で用いた内田=井伊直弼というものもあった(蔣渭水「明治維新」蔣渭水著・王曉波編『蔣渭水全集 下冊』台北：海峡学術出版，2005年，695頁)。
- 34) 「台湾総督更迭了」・「歓迎伊澤新総督」(『台湾民報』1924年9月11日)。
- 35) 「對於台湾的退官者還有特別優遇的必要嗎？」(『台湾民報』1925年2月11日)，〈退職官吏の土地払下問題〉(同報，1925年8月9日)など。
- 36) 「全台維新公会の設立」(『台湾日々新報』，1899年2月1日)。
- 37) 陳培豊，前掲書『「同化」的同床異夢：日治時期台湾的語言政策，近代化与認認同』177-214頁。なお，李春生は日本での体験を『東遊六十四日隨筆』という一書にまとめた。
- 38) 註36に同じ。

参考文献

研究書

(日本語)

- 朝男直弘・宇野俊一・田中琢編『日本史辞典』東京：角川書店，1996年。
- 石井孝『明治維新の国際的環境』東京：吉川弘文館，1957年。
- 芝原拓自『明治維新の権力基盤』東京：御茶の水書房，1970年。
- 芝原拓自『日本近代化の世界史的位置』東京：岩波書店，1981年。
- 遠山茂樹『明治維新』東京：岩波書店，1951年。
- 永井秀夫『明治国家形成期の外政と内政』札幌：北海道大学図書刊行会，1990年。
- 松尾尊兌『大正デモクラシー』東京：岩波書店，2001年。
- 宮澤誠一『明治維新の再創造：近代日本の「起源神話」』東京：青木書店，2005年。
- 若林正文『台湾抗日運動史研究』東京：研文出版，2001年。

（中国語）

陳翠蓮『台湾人の抵抗与認同：1920-1950』台北：遠流出版事業株式会社，2008年。

陳君愷『狂飆的年代：1920年代台湾的政治社会与文化運動』台北：日創社文化，2006年。

陳培豐『「同化」的同床異夢：日治時期台湾的語言政策，近代化与認同』台北：麦田出版社，2006年。

黃秀政『「台湾民報」与近代台湾民族運動（1920-1932）』彰化：現代潮出版社，1987年。

張正昌『林獻堂与台湾民族運動』台北：益郡書店，1981年。

周婉窈『日拋時代台湾議會設置請願運動』台北：自立晚報社文化出版部，1989年。

葉榮鐘『日拋下台湾政治社會運動史 下冊』台中：晨星出版社，2000年。

葉榮鐘『台湾人物群像』台北：時報文化，1995年。

論文

（日本語）

木村直也「総論 世界史のなかの明治維新」，明治維新史学会編『講座明治維新 第1巻 世界史のなかの明治維新』東京：有志舎，2010年。

三谷憲正「博文館『太陽』と朝鮮—「併合」に至る《諭》を中心として—」，鈴木貞美編『雑誌『太陽』と国民文化の形成』京都：思文閣，2001年。

（中国語）

甘得中「獻堂先生与同化会」，林獻堂先生記念集編纂委員會編『林獻堂先生記念集 卷三 追思録』台北：文海出版社，1974年。

吳佩珍「日本自由民権運動与台湾議會設置請願運動—以蔣渭水〈入獄日記〉中《西鄉南洲伝》為中心」，『台湾文学学報』第11期，2007年12月。

黃富三・陳俐甫編「黃旺成先生訪問記錄」，『近現代台湾口述歷史』台北：林本源中華文化教育基金會，1991年。

蔣渭水「明治維新」，蔣渭水著・王曉波編『蔣渭水全集 下冊』台北：海峡學術出版，2005年。

楊肇嘉「台湾新民報小史」，（『楊肇嘉回憶錄（二）』）台北：三民書局，1970年。

刊行資料

（日本語）

台湾新民報社調査部編『台湾人士鑑』東京：湘南堂書店，1986年復刻版。

台湾総督府警務局編『台湾総督府警察沿革誌 Ⅲ 台湾社会運動史 上冊』東京：緑蔭書房，1986年復刻版。

『台湾日々新報』台北：五南図書出版，1994年。

中島利郎編『「台湾民報・台湾新民報」総合目録：付台湾青年・台湾』東京：緑蔭書房，2000年。

林進發編『台湾官紳年鑑』台北：成文出版社，1999年復刻版。

（中国語）

林呈祿・黃天橫・婁子匡編『台湾民報』（計11冊）台北：東方文化書局，1973年復刻版（日本語と

中国語併用).

蔡培火編『台湾青年』（計6冊）台北：東方文化書局，1973年復刻版.

林呈祿・黄天横編『台湾』（計6冊）台北：東方文化書局，1973年復刻版.

[附記]

本稿の執筆に際し、匿名の査読者お二人からは、有意義な助言をいただいた。記して感謝を申し上げます。また、可能な限りそれらの意見を取り入れて訂正作業を行ったが、積み残した課題もある。これについては、将来的な考察対象に設定したいと考える。

Rethinking of the Political Movement in Colonial Taiwan in the 1920s: From the Perspective of Interpretations on the Meiji Reforms

Su-hsia Yang*

Abstract

The Meiji Reforms implied the meaning of change. In the 1920s, the non-violent political movement of colonial Taiwan was often regarded as being related to the Reforms. Here, the means of propaganda that supported the promoters of the movements included *The Taiwan Youth*, *Taiwan*, and *Taiwan People's Newspaper*. Therefore, through these three publications, this paper examines the questions of how the activists used the Meiji Reforms as evidence to express their requests, and what implications these evidence had when they were promoting political movement.

The movement promoters, hoping to upgrade Taiwan's culture and to request Taiwanese political rights, set up Taiwan Cultural Association (Taiwan Bunka Kyōkai) and launched the Petition of the Establishment of Taiwan Council (Taiwan Gikai Secchi Seigan Undō). Meanwhile, the promoters put the historical facts of the Meiji Reforms in perspective, correlating them to Taiwan's contemporary situation and to the movement's aim. Consequently, the historical facts of the Meiji Reforms often appeared in these three publications, with cultural enlightenment and freedoms of expression and of gathering being the two main focuses.

However, facts related to changing polity, such as the Meiji Restoration, and those implying militant resistance, including the Boshin War and the Southwest War, were not used. This implies that the above-mentioned political movement had the colonial rule system as the pre-requisite. It demanded their rights through the language of the Meiji Constitution on the freedom of expression, publication, gathering and petition. It was a movement within the establishment.

Keywords

Meiji Reforms, Colonial Taiwan, *The Taiwan Youth*, *Taiwan*, *Taiwan People's Newspaper*, Taiwan Cultural Association (Taiwan Bunka Kyōkai), Petition of the Establishment of Taiwan Council (Taiwan Gikai Secchi Seigan Undō)

* Correspondence to: Su-hsia Yang
Associate Professor, Applied Japanese Department, Southern Taiwan University of Science and Technology
No. 1, Nan-Tai Street, Yungkang Dist., Tainan City 710, Taiwan
E-mail: daleyang@mail.stust.edu.tw